



Circular

REF: 18/11

2012年1月

アウトライン

- 船主の金銭的保証に関するカリフォルニア州規則（CCR）は改定され、賠償資力責任確認書（COFR）の申請のためには、同州の水域に入る3営業日以内に保険加入証明書（Certificate of Entry）を提出する事を船主に求めることとなりました。
- 2月20日前後にカリフォルニアへ寄港するメンバーは、COFR申請時に提示するため新年度の加入証明書が確実に発行されるよう、事前にP&I保険の更改をされますようお願いいたします。
- 本クラブ回覧は電子ファイルのみで発行いたしますのでご了承ください。

組合員各位、

合衆国における油濁について：
カリフォルニア州 賠償資力責任確認書（COFR）要求事項の変更

最近、カリフォルニア州の油濁防止対策事務所（OSPR）は、金銭的保証の証明および賠償資力責任確認書（COFR）の更新手続きに関わる同州規則（CCR: Code of Regulations）を改定しました。

本改定では、2月20日から30日間の更新期間にカリフォルニア州の水域に入るタンカー及びタンカー以外の船舶に対して、同州COFRを申請するために、同州水域に入る前の3営業日以内に新保険年度の加入証明書（CoE）を提示する事を求めています。

本改定は、全ての船主が毎年2月20日より以前に保険更改の交渉を完了しており、CA COFRを申請する2月20日かその直前には新年度加入証明書を取得しているという間違った前提に基づいていることから、国際グループでは同州OSPRに対し、強い懸念を示してきました。

しかしOSPRはこの要求事項を変更することなく、同規則の改定はそのまま施行されることとなりました。

そのため、毎年2月20日前後にカリフォルニア州へ寄港される船舶のあるメンバーの皆様は、新年度の加入証明書が発行され、COFRの申請時にCA OSPRにこれを提示し、同州規則を遵守する事を確実にするために、この期日以前に翌年度のP&I保険の更改をされる事をお勧めします。

上記に関するご質問がございましたら、クラブ管理者あるいは日本支店までお問い合わせください。

国際グループのすべてのクラブは、同様の回覧を発行しています。

UK P&Iクラブ 日本支店